

平成 年分 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書

支払を受ける者	居所又は地所 在											
	氏名又は称	個人番号又は法人番号										
区分	物件の所在地	細目	計算の基礎	支払金額	源泉徴収税額							
				千円	千円							
納税管理人	住所又は所居				氏名							
(摘要)												
支払者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は称	個人番号又は法人番号										
(電話)												
整理欄		①								②		

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

平成 年分 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書

支払を受ける者	居所又は地所 在											
	氏名又は称	個人番号又は法人番号										
区分	物件の所在地	細目	計算の基礎	支払金額	源泉徴収税額							
				千円	千円							
納税管理人	住所又は所居				氏名							
(摘要)												
支払者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は称	個人番号又は法人番号										
(電話)												
整理欄		①								②		

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

平成 年分 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書

支払を受ける者	居所又は地所 在											
	氏名又は称	個人番号又は法人番号										
区分	物件の所在地	細目	計算の基礎	支払金額	源泉徴収税額							
				千円	千円							
納税管理人	住所又は所居				氏名							
(摘要)												
支払者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は称	個人番号又は法人番号										
(電話)												
整理欄		①								②		

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

平成 年分 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書

支払を受ける者	居所又は地所 在											
	氏名又は称	個人番号又は法人番号										
区分	物件の所在地	細目	計算の基礎	支払金額	源泉徴収税額							
				千円	千円							
納税管理人	住所又は所居				氏名							
(摘要)												
支払者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は称	個人番号又は法人番号										
(電話)												
整理欄		①								②		

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

【非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書】

※ 様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備 考

- 1 この支払調書は、非居住者及び外国法人に支払う法第 161 条第 1 項第 7 号に規定する対価について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地。）を記載すること。
 - (2) 「区分」の欄には、地代、家賃、船舶の使用料又は借地権、採石権若しくは租鉱権の設定による対価のように記載すること。
 - (3) 船舶又は航空機については、船籍又は航空機の登録をした機関の所在地を「物件の所在地」の項に記載すること。
 - (4) 「細目」の項には、土地の地目、建物の構造及び用途等を記載すること。
 - (5) 「計算の基礎」の項には、その年中の賃借期間、単位当たり賃借料、戸数、面積等を記載すること。
 - (6) 地上権、賃借権その他土地の上に存する権利の設定による対価の場合は、その設定に係る契約によるこれらの権利の存続期間を「摘要」の欄に記載すること。
 - (7) 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - (8) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - (9) 所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受けるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (10) 法第 180 条第 1 項又は法第 214 条第 1 項の規定により所得税の徴収をしなかった場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。